

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

証拠説明書(4)

令和5年5月26日

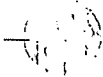
東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

奥水将利



江原謙一



古川善徳



西方俊平



略語等は準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作成 年月日	立 証 趣 旨	備 考
丙 3 2 の 1	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し H30.12.11	訴外 ■■■ が原告 会社の噴霧乾燥 器について装置 内部に高温が行 き渡る構造に なっている旨の 供述をしていた こと等	
丙 3 2 の 2	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し H30.12.12	丙 3 2 の 1 の訂 正	
丙 3 3	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し H30.12.20	訴外 ■■■ が原告 会社の噴霧乾燥 器について構造 上「殺菌」が可 能である旨供述 していたこと等	
丙 3 4	供述調書 (警視庁公安部外事第一	写し H31.1.16	訴外 ■■■ が原告 会社の噴霧乾燥	

	課司法警察員警部補)			器について取引先において現に乾熱・殺菌を行っている旨供述していたこと等
丙35	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31.2.28	訴外[]が原告会社の噴霧乾燥器について「殺菌」が不可能であるとの説明は難しいと自覚していたこと等
丙36	陳述書 ([])	原本	R5.5.24	[]検事が、本件各勾留請求時点及び本件各起訴時点において、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理とはいえないこと

丙37	陳述書 ([REDACTED])	原本	R5. 5. 25	本件被告事件の 公訴の取消しを 申し立てるに 至った経緯等	
丙38	陳述書 ([REDACTED])	原本	R5. 5. 24	本件要件ハの解 釈	